

都筑区山田地区社会福祉協議会会則

(名称及び所在地)

第1条 この会は、都筑区山田地区社会福祉協議会（以下「本会」という）とよび、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、都筑区山田地区内の住民並びに施設、団体等が、相互協力して地域の社会福祉の増進をはかることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的達成のため、概ね次の事業を行う。

1. 社会福祉の啓発宣伝並びに調査研究
2. 青少年、児童福祉のための活動
3. 老人並びに障害福祉のための活動
4. くらしの福祉活動
5. 社会福祉にかかわる文化事業及びレクリエーション活動

(会員)

第4条 本会は、次の各項の一つに該当するものを会員とする。

1. 地区内の居住者
2. 公私社会福祉事業団体、または施設の代表者
3. 社会福祉に関心が深く、本会の趣旨に賛同するもの

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 理事 若干名
4. 評議員 若干名
5. 事務局長 1名
6. 事務局次長 2名
7. 会計 1名
8. 監事 2名

(役員を選出)

第6条 役員を選出は次の方法による。

1. 会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計及び監事は、理事及び評議員の合同会議で互選する。
2. 理事及び評議員は、別表に定める選出区分により選出し、理事は評議員会の、評議員は理事会の承認を得るものとする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し会長事故ある時は、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を組織し会務の運営及び事業の執行にあたる。
4. 評議員は、評議員会を組織し事業の推進を図る。
5. 会計は、会計事務を担当する。
6. 事務局長は、本会の運営及び事業の推進に関するすべての事務を担当する。
7. 事務局次長は、事務局長を補佐し会の運営及び事業の推進に関するすべての事務を担当する。
8. 監事は、庶務会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。但し再任はさまたげない。

2. 補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

1. 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
2. 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応ずる。

(会議)

第10条 会議は、事務局会議、幹部会、理事会及び評議会とする。

1. 事務局会議は事務局長、その他は会長が召集し、その議長となる。
2. 事務局会議は、必要により随時開催する。
3. 幹部会は随時開催する。
4. 理事会及び評議員会は過半数の出席により成立し、その過半数をもって決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。

(事務局会議)

第11条 事務局会議は、事務局長、事務局次長、会計及び担当理事をもって構成し、次の事項を審議調整する。

1. 幹部会、理事会及び評議員会に付議すべき事項
2. 本会の運営及び諸事業の実施に関する原案作成
3. その他の必要事項

(幹部会)

第12条 幹部会は、正副会長、事務局長、事務局次長、会計、担当理事をもって構成し、次の事項を審議調整し会の運営にあたる。

1. 理事会並びに評議員会に付議すべき事項
2. 本会の運営及び諸事業の実施に関する事項
3. その他必要事項

(理事会)

第13条 理事会は次の事項を審議する。

1. 評議員会に付議すべき事項
2. 本会の事業運営に関する事項
3. 役員選任に関する事項

4. 評議員に委任された事項
5. その他会長が必要と認めた事項

(評議員会)

第14条 評議員会は次の事項を審議する

1. 会則の改廃に関する事項
2. 事業計画及び予算に関する事項
3. 事業報告及び決算に関する事項
4. その他必要事項

(部 会)

第15条 本会に部会を置くことができる。

2. 部会長は、各部会において互選する。

(会計経理)

第16条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第17条 本会の会計年度は、毎月4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(委 任)

第18条 この会則の施行に必要な事項は会長が別に定める。

- 付則 この規約は、平成6年7月14日から施行する。
- 付則 この規約は、平成9年5月11日から施行する。
- 付則 この規約は、平成20年5月18日から施行する
- 付則 この規約は、平成21年5月17日から施行する

別表 (第6条2号)

選出区分	理事 (人)	評議員 (人)
自治会、町内会	3	11
民生、児童委員	若干名	
保 護 司		
主任児童委員	若干名	
保健活動推進員	若干名	
老人福祉推進員		
青少年指導員		
ボランティア	若干名	
子 供 会		
老 人 会		
福祉施設		
医療施設		
学識経験者		